

改正

平成18年3月29日訓令第10号

平成18年5月31日訓令第28号

平成19年3月15日訓令第12号

平成20年9月24日訓令第32号

平成22年9月29日訓令第27号

加西市広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加西市が所有又は発行する各種の広告媒体（以下「広告媒体等」という。）に民間企業等との協働により広告を掲載し、地域経済の活性化を図るとともに市の新たな財源の確保を目的とする。

(広告掲載の広告媒体等)

第2条 広告を掲載する広告媒体等は、次のとおりとする。

- (1) 広報印刷物
- (2) WEBページ
- (3) 窓口封筒・公用封筒・窓あき封筒
- (4) ポスター・チラシ・リーフレット類
- (5) 公用車
- (6) 施設名称（施設命名権。以下「ネーミングライツ」という。）
- (7) その他市の財産で広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(広告の制限)

第3条 政治団体若しくは宗教団体が広告主となる広告又は次に掲げる内容の広告は、掲載しない。

- (1) 法令の規定に違反する広告
- (2) 当市の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのある広告
- (3) 政治、経済、社会、宗教等に関する主義又は主張に関する広告
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関する広告又はこれらの従業員等の募集に関する広告

- (5) 求縁又は男女の交際若しくは通信等に関する広告
- (6) 詐欺的その他正当な取引とは認められない取引に関する広告
- (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められる広告
- (8) 個人の氏名を宣伝する広告
- (9) 貸金業に関する広告
- (10) 善良の風俗又は正常な商習慣を害する表現のある次のような広告
 - ア 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
 - イ 風紀上好ましくないとと思われるもの
 - ウ 暴力、脅迫その他の犯罪行為を誘発するおそれのあるもの
 - エ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は引き合いに出すもの
 - オ 虚偽、誇大又はまぎらわしい等により利用者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
 - カ 他人の名誉を傷つけ、又は他人に不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (11) 市税等の滞納者による広告
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく市の入札参加資格制限に該当する者の広告
- (13) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者の広告
- (14) その他公益上支障があると認められる広告
(広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告料)

第4条 広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告料は、別表第1のとおりとする。

(申込者の資格及び選定基準)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）の選定は、地域性・公共性の高いものを優先させることとし、次に掲げる優先順位に従って行うものとする。ただし、優先順位が同じ場合には、抽選により決定するものとする。

- (1) 優先順位1 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業等
- (2) 優先順位2 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの
- (3) 優先順位3 「優先順位1」以外の企業等
- (4) 優先順位4 その他市長が適当と認める企業等

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みは、その都度広告を掲載する広告媒体等ごとに加西市の広報紙、公式ホ

ームページ等に掲載し、募集するものとする。

- 2 申込者は、加西市広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする原稿（WEBページへの掲載にあつては市長が指定する電子媒体に記録したものを含む。）を添えて指定された日までに市長に提出しなければならない。

（掲載の決定）

第7条 市長は、前条第2項に規定する申込書の提出を受けたときは、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載が決定したときは、加西市広告掲載可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申込者すべてにその結果を通知しなければならない。

（掲載の取り消し）

第8条 広告掲載が決定した企業等又は現に広告を掲載している企業等（以下「広告掲載企業」という。）がこの要綱の規定に違反していることが判明したときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を取りやめるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を取りやめたときは、加西市広告掲載取り消し等通知書（様式第3号）により広告掲載企業に通知しなければならない。

（広告料及び版下作成費用の納入方法）

第9条 第7条第2項に規定する決定通知書と併せて加西市財務規則（昭和42年加西市規則第40号）第31条に定める納入通知書を送付するものとする。

- 2 広告料及び版下代の納入を確認した後でなければ広告を掲載することができない。
- 3 納入された広告料は返還しない。ただし、広告掲載企業の責めによらない理由によって広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

（所掌事務）

第10条 広告掲載の募集、申込みの受付、広告掲載可否決定の通知及び広告料の収納、広告の掲載は、広告媒体等を所管する課等において行う。

（ネーミングライツに関する適用）

第11条 ネーミングライツの選定基準、決定及び広告料等については、第4条、第5条、第7条及び第9条の規定を適用せず、別に定める。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月29日訓令第10号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 5 月31日訓令第28号）

この訓令は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月15日訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 9 月24日訓令第32号）

この訓令は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 9 月29日訓令第27号）

この要綱は、平成22年10月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

※印の種類については広告料のほかに版下代が別途必要です。

種類	位置	規格	広告掲載の期間	広告料	備考
※ 広報かさい	市長が指定する頁の最下段面	下面通し概ね 40mm×180mm	月号単位	1 回当たり 30,000円	最大 1 年間 ※毎月掲載の場合 は広告料の割引を 行う。割引率は市 長が別に定める。
		下面 2 分の 1 概ね 40mm×90mm		1 回当たり 15,000円	
WEBページ (掲載者が電子 媒体で提供して ください。)	トップページ	50×150ピクセル (5 Kバイト以 下)	1 月単位	1 月当たり 15,000円	最大 1 年間
	その他のページ	50×150ピクセル (5 Kバイト以 下)		1 月当たり 10,000円	
※ 公用封筒	表面(最下段)	概ね 45mm×100mm	印刷し、市が 使用を終わる	1 枚 1 枠当た り 3.0円	10,000枚以上で募 集時に市長が指定

(長3)	裏面(全面4段)	一段当たり概ね45mm×100mm	までの期間	1枚1枠当たり2.0円	する枚数
※ 公用封筒 (角2)	表面(最下段)	概ね60mm×220mm	印刷し、市が使用を終わるまでの期間	1枚1枠当たり5.0円	10,000枚以上で募集時に市長が指定する枚数
	裏面(全面4段)	一段当たり概ね60mm×220mm	までの期間	1枚1枠当たり3.0円	
※ 窓あき封筒	表面(最下段)	概ね45mm×100mm	印刷し、市が使用を終わるまでの期間	1枚1枠当たり2.0円	10,000枚以上で募集時に市長が指定する枚数
	裏面(全面2段)	一段当たり概ね45mm×100mm	までの期間	1枚1枠当たり1.0円	
※ ポスター・チラシ・リーフレット類	その都度定める	その都度定める	印刷し、市が使用又は配布を終わるまでの期間	その都度定める	募集時に市長が指定する枚数・部数
※ 公用車	リアウィンドウ	概ね150mm×800mm	1月単位	1月当たり1,500円	最大1年間
※ その他	その都度定める	その都度定める	その都度定める	その都度定める	募集時に市長が定める

様式(省略)